

受託研究・共同研究契約に関する詳細について

1. 受託研究契約について

受託研究とは、民間等研究機関様から、本学の多様な研究者や研究施設設備に着目していただき、本学が委託を受けて行う研究であり、本学の研究者は職務として当該研究を行います。なお、本学が受託した研究に要する経費は、次に示すとおり、委託者にご負担いただきます。

(1) 研究経費について

経費の種類について

) 直接経費

受託研究の遂行上、直接必要となる消耗品、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等

) 間接経費等

受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要な経費（国の競争的資金等に係る間接経費及び企業会計等における一般管理費に該当するもの）で、その額は直接経費の30%相当としております。ただし、委託者が国又は国から委託を受けた方であって、当該委託者が間接経費等の率を定める場合は、これに基づき算出された額とします。また、次のいずれかに該当する場合は、直接経費のみをもって研究費とすることができます。

イ 委託者が国である場合で、当該受託研究の制度上、間接経費等が措置されていない場合

ロ 国から委託を受けた委託者が、その再委託により研究を委託することが明確である場合で、当該受託研究の制度上、間接経費等が措置されていない場合

ハ 委託者が認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、財政事情により間接経費等を措置できない場合

ニ 委託者が競争的資金をもって研究を委託し、当該競争的資金に間接経費等が措置されていない場合

ホ その他やむを得ない事情により、間接経費等を措置できない場合

研究経費の納付

原則として次のいずれかにより前納していただきます。

) 全額前納

受託研究開始前に一括して全額を納付

) 分割前納

研究期間を複数期間に区分し、期間毎に要する研究費を当該期間前に分割して納付

ただし、別に定める場合（受託研究規則実施細則第6条¹）においては、研究費を当該受託研究の開始日以降に納付することができます。

1 九州大学受託研究規則実施細則（抜粋）

第6条 規則第8条第1項の研究費は、本学が指定する日までに本学の発行する請求書により納付させるものとする。

2 規則第8条第2項に規定する研究費を当該受託研究の開始日以降に納付することができる場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 研究費の納付を待たずに受託研究を開始しなければならない事情がある場合

(2) 民間機関等が受託研究契約において研究費を確かに納付することを約した場合

(3) 民間機関等の財務状態が健全であることを確認できた場合

研究経費の返還

受託研究を完了、中止又は研究期間を変更した場合において、委託者より請求があったときは、協議に基づき、不用となった額の範囲内においてその全部又は一部を返還します。ただし、委託者からの申し出により受託研究を中止する場合は、原則として研究費は返還しません。

(2) 受入手続き

申請

研究開始日の1ヶ月前までに申請書を本学の研究代表者が所属する部局長(研究協力担当係)宛に提出願います。

受入決定

受託研究の申請を受けた部局長は、次のいずれにも該当すると判断される場合に、受入を決定します。

イ 研究内容が本学の教育研究上有意義であること

ロ 本学の業務上支障がないこと

臨床受託研究(患者の診断、予防又は治療のため、外部からの委託を受けた医薬品及び器具器械を使用して行う研究)の受入決定に当たっては、九州大学病院の臨床受託研究審査委員会(又はこれに相当する審査組織)において、あらかじめその妥当性、有用性及び安全性について総合的に審議します。

契約締結

受入決定がなされた後、民間等研究機関の契約ご担当様と、本学学術研究・産学官連携本部受託共同契約係とで、契約書(案)について検討・協議の上、契約書を作成します。基本的には、本学ホームページにある本学の契約書雛形を基に協議いたします。

研究の内容や委託者の希望によっては、複数機関様との契約や複数年度にまたがる契約も可能です。

研究経費の納付

契約締結後、本学発行の請求書により所定の納付期限迄に研究費を納付していただきます。

(3) 計画の変更

研究期間

天災その他研究遂行上やむを得ない事情があるときは、本学と委託者との協議を踏まえ、受託研究を中止、又は研究期間を延長することができます。この場合、事前に締結した受託研究契約の変更契約を締結する必要があります。なお、受託研究の中止又は研究期間の延長により委託者に生じた損害については、本学はその賠償の責任を負いません。

研究経費

研究期間の延長により、あらかじめ受託研究契約書において定めた研究費の額に変更が生じた場合は、受託研究契約の変更契約を締結する必要があります。

(4) 研究成果

研究成果報告書

本学は、研究期間中に得られた研究成果について報告書をまとめ、委託者に通知します。

公表

本学は、原則として受託研究により得られた研究成果を公表するものとします。ただし、その時期及び方法については、秘密情報の秘密保持及び知的財産の管理活用の妨げにならないよう、委託者と協議の上で定めます。

知的財産

受託研究の結果得られた知的財産の帰属、出願手続、実施等の取扱いは、本学と委託者との間で当該知的財産に関する両者の寄与又は貢献度を踏まえた協議を行った上で定めるものとします。

(5) その他

原則として研究費により取得した設備等は本学に帰属します。

本学の研究担当者は、臨床受託研究の実施に当たっては、患者又はその親権者若しくは後見人等その承諾する正当な権限を有する方に対し、あらかじめ、当該研究の趣旨及び予想される効果等について、危険性を含め、文書により十分な説明を行い、文書による同意を得るものとします。また、委託者から提出された基礎試験及び臨床試験等の内容を十分に検討し、患者の安全を確保するための方策について適切な配慮をするものとします。

2. 共同研究契約について

共同研究は、学術研究に従事する本学の職員が、本学と民間等研究機関様とが共同で共通の課題について行う研究です。以下にその取扱いを紹介します。民間等研究機関様には、次に掲げる研究経費等をご負担いただきます。

(1) 研究経費等について

経費の種類について

) 研究経費

イ 共同研究遂行上特に必要となる設備備品費、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費

ロ 研究経費の20%に相当する額の管理費

) 研究料

民間等研究機関から本学へ派遣する共同研究員お1人につき、年額42万円

) 共同研究において、民間等研究機関における研究に要する経費

研究経費等の納付

原則として次のいずれかにより前納していただきます。

) 全額前納

共同研究開始前に一括して全額を納付

) 分割前納

研究期間を複数期間に区分し、期間毎に要する研究経費を当該期間前に分割して納付

ただし、別に定める場合（共同研究規則実施細則第5条第8項²）においては、研究費を当該共同研究の開始日以降に納付することができる。

2 九州大学共同研究規則実施細則（抜粋）

第5条

8 研究料及び研究経費（以下「研究経費等」という。）は、共同研究の開始日前の本学が指定する日（分割して納付する場合は、あらかじめ区分した各期間の開始日前の本学が指定する日をいう。）までに、本学の発行する請求書により納付させるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、研究経費等の納付期限を共同研究の開始日以降に設定することができるものとする。

- (1) 研究経費等の納付を待たずに共同研究を開始しなければならない事情がある場合
- (2) 民間機関等が共同研究契約において研究料等を確かに納付することを約した場合
- (3) 民間機関等の財務状態が健全であることを確認できた場合

研究経費等の返還

一旦納付された研究経費及び研究料は、原則として返還しません。ただし、研究経費については、共同研究を完了又は中止した場合において、民間等研究機関様から請求があったときは、協議に基づき、不用となった額の範囲内においてその全部又は一部を返還します。

(2) 受入手続き

申請

共同研究申請書(様式1号)を本学の研究代表者が所属する部局長（研究協力担当係）宛に提出願います。

なお、申請に当たって、予め「研究経費の見積書」(経費内訳書等)の提出が必要な場合や研究実施後に「収支決算報告書」(実績報告書等)の様式等が定められている場合は、事前に申請窓口である研究協力担当係へお伝え願います。

受入決定

共同研究の申請を受けた部局長は、次のいずれにも該当すると判断される場合に、受入を決定します。

-) 研究内容が本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるものであること
-) 本学の業務上支障がないこと

契約締結

受入決定がなされた後、民間等研究機関の契約ご担当様と、本学学術研究・産学官連携本部受託共同契約係とで、契約書(案)について検討・協議の上、契約書を作成します。基本的には、本学ホームページにある本学の契約書雛形を基に協議いたします。

研究の内容や委託者の希望によっては、複数機関様との契約や複数年度にまたがる契約も可能です。

研究経費等の納付

契約締結後、本学発行の請求書により所定の納付期限迄に研究経費等を納付していただきます。

(3) 計画の変更

研究期間

天災その他研究遂行上やむを得ない事情があるときは、本学と民間等研究機関様との協議を踏まえ、共同研究を中止、又は研究期間を延長することができます。この場合、事前に締結した共同研究契約の変更契約を締結する必要があります。

なお、共同研究の中止又は研究期間の延長により生じた共同研究契約の内容を変更するために必要な事項を、本学と民間等研究機関様と協議の上、取り決めることとなります。

研究経費

研究期間の延長により、あらかじめ共同研究契約書において定めた研究費の額に変更が生じた場合は、共同研究契約の変更契約を締結する必要があります。

(4) 研究成果

研究成果報告書

本学は、研究期間中に得られた研究成果について民間等研究機関様と協力の上、報告書をまとめます。

公表

本学は、原則として共同研究により得られた研究成果を公表するものとします。ただし、その時期及び方法については、秘密情報の秘密保持及び知的財産の管理活用の妨げにならないよう、民間等研究機関様と協議の上で定めます。

知的財産

共同研究の結果得られた知的財産の帰属、出願手続、実施等の取扱いは、本学と民間等研究機関様との間で当該知的財産に関する両者の寄与又は貢献度を踏まえた協議を行った上で定めるものとします。

(5) その他

原則として研究経費により取得した設備等は本学に帰属します。

共同研究の遂行上必要がある場合は、民間等研究機関様の所有に係る設備を無償で本学に受け入れさせていただき、本学と民間等研究機関が共同でこれを使用いたします。

また、民間等研究機関様から本学へ派遣された共同研究員は、本学の研究担当者が所属する部局の設備・施設等を使用することができます。また、所定の手続により許可を得た場合は、本学のその他の教育研究施設等を利用することもできます。